

業務仕様書

1. 業 務 名 火ノ山砲台跡出土金属製品保存処理委託業務
2. 事業主体 下関市
3. 業務委託期間 契約日～令和 9 年 3 月 31 日
4. 業務の実施場所 受託者の施設
5. 業務概要

(1) 業務の内容

火ノ山砲台跡（下関市みもすそ川町）出土金属製品の保存処理
合計 44 点（鉄製品 40 点 銅製品 4 点） 別添一覧のとおり

(2) 資料の現況

金属器は発掘調査での取り上げ時の泥やサビが付着した状態である。長年の土中埋没による劣化腐食が進行している。

鉄製品が 40 点（うち木質の付着した複合品 1 点）、銅製品が 4 点（うち 1 点は被覆線）である。

(3) 処理方法

X 線撮影・クリーニング・脱塩処理や安定化処理などの防錆処理・樹脂含浸・樹脂塗布等を行い、形状の維持と劣化の防止を図る。なお、樹脂含浸はアクリル樹脂減圧含浸を 3 回行う。

(4) 資料の接合・復元

折損資料については接着し、欠損部を補強する。復元に際しては欠損部位が判別できるように色、材質に変化をつける。

(5) その他

1. 受託者は業務の実施に際して関係法令を遵守すること。
2. 委託業務範囲は下関市立考古博物館（下関市大字綾羅木字岡 454 番地）からの資料搬出から処理後の搬入までを含むものとする。資料の搬出、搬入は受注者の責任において実施し、これにかかる経費等一切は委託費に含むものとする。
3. 処理前・処理後の写真撮影、および X 線撮影費用は委託費に含める。
4. 処理に使用した薬剤（含浸、接合、補填、彩色）については、その内容を報告書等に明記する。
5. 脱塩処理後のイオン濃度測定は必ず実施すること。
6. 報告書は 2 部提出すること。
7. 仕様書に定めのない事項、ならびに疑義を生じた場合には、委託者と受託者双方協議のうえ定めるものとする。
8. 環境に関する配慮事項
別記 1 「特記仕様書（環境編簡易）」のとおり。
9. 下関市暴力団排除条例による措置
別記 2 「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおり。